慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ギルドの起原に就いて
Sub Title	
Author	園, 乾治
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1921
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.15, No.1 (1921. 1) ,p.123- 138
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19210101-0123

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

言をなしたものとしてゐる。また米國 Veblen (Quarterly Journal of Economics, XX, p. 581) の如きも Marx を以て哲學上において唯物論者であると云ふのは階級闘爭を以て、理性なく、自覺なき原因、結果の産物であるとするので、Marx が意識的に階級闘爭を主張した事實と撞着するとして、その主張を斥けてゐる。故に彼の學說は、生活の物質的資料に對する闘爭が、社會の發達を制約すると云ふ意味において、物質的であると云ふことが出來るのである。(O. D. Skelton:—Socialism, A critical analysis. p. 100)

四

Penty は、この Marx の唯物史觀に對して如何なる立場を採つてゐるか。この問に對する解答は Penty の歴史觀に對する第一歩である。彼の唯物史觀に對する態度は、Kant の批判哲學に

その援助を借りて、歴史學の根本性質から、歴史學が「無限に豐富なる現象の世界の中から特定の個體現象を「本質的」なるものとして抽出するにおいて初めて可能である」とし、さうして、「歴史を歴史ならしむる選擇原理は實に超個性的な、普遍妥當性を要求する「文化價値」である。價値と關係しない無限多數の現象のなかから、常に文化價値の實現に貢獻する特殊の現象が屹立する。之れ即ち歴史である！」とし、文化價値を以て、「規範としての道義的發展の法則」であるとする Schultze-Gävernitz の認識論的立場からではない。(Marx oder Kant? 佐野學氏譯マルクスかカントか　第四章唯物史觀說及其批評參照)そは、過去並に現在の歴史を觀察することによつて、Marx の云ふ所が、その實際と矛盾すると云ふ Edward Bernstein や David の立場に近いものがあるのである。

Penty は明白に次の文章の内に、その立場を語つてゐる。「階級闘爭說は社會の歴史の說明としては、奇怪にして謬れるものである。それは恰度注意して不幸な結婚を記述し、記述に殘つてゐないと云ふ理由で幸福な結婚の存在を否定するやうに、離婚裁判所の記錄から結婚史を編むやうなものである。Marx の主張する所は恰度そんな基礎の上に立つてゐるのである。それは誤つてゐる。然しそは彼の主張する所が謬つてゐるのではなくつて、彼が云ひ足らなかつたからである」と。「Guildman's Interpretation, p. 7.) また彼はマルクス主義者の主張を批評しながら、自分の立場を明かにしてゐる。曰く「マルクス主義者が社會的進化と稱してゐる所のものは、斯くの如き教義（例へば中世の公平なる價格と云ふやうなもの —— 筆者）の社會的並に經濟的結果に過ぎない。そは彼等と雖も本能的に認めてゐる眞理である。何となれば彼等は、彼等が雄辯に物語つてゐる黄金世界の招來を盲目的な歴史的過程に放任せずに、勞働者の心の内に、階級的意識の教義を敎へ込むことによつて、之を促進せんとするからである。」(Penty:—op. cit. p. 309) 斯樣な立場から Penty は唯物史觀に對して批評し、更らに進んで自己の歴史觀を述べ、單に談理に甘んぜずして、自ら創作の人となつてゐるのである。（未完）

ギルドの起源に就いて

園　乾　治

ギルドは歐洲文明史上に於いて決して看過することの出來ない重要な役目を演じたものゝ一

つである。ギルドは單に科學及び藝術を哺育し、商業を助成し、また多くの場合自由を擁護したるのみならず、有らゆる方面に於いて國民の性格及び制度を形造つたものであつた。ギルドは非常に廣く行き亘つて組織せられた殆んど總ての地に設立せられたもので、全く名の知られて居ない多數の村にもギルドホールの跡が殘つて居ると Eden が云つてゐる程であるが、しかしギルドの起源、即ちギルドは何時、また如何にして起つたものであるかに就いては、仲々議論が岐れてゐる。自分は以下少しくこのギルドの起源に就いて、特に保險史の方面から觀察してみたいと思ふのである。

ギルドに關しては既に内外に幾多の有益なる研究が公にせられてゐる。例へば Ludlow, Gilds and Friendly Societies; Smith, English Gilds; Hegel, Städte und Gilden; Wilda, Gildenwesen; Ehrenberg, Gilden; その外 Cunningham も Ashley もギルドに就て述べてゐる。就中 Gross, Gild Merchant の如きはこの方面の研究の白眉として Brentano の History and Development of Gilds と共に弘く行はれてゐる。邦書としては福田博士の論文が續經濟學研究の第二篇經濟史雜考に收められて居り、また近くは野村兼太郎氏の研究が本誌に發表せられたことがある。（野村氏の論文は同氏の論文集經濟的文化と哲學に採錄せられてゐる）自分のこの論文は前にも述べたやうに主として保險史の方面から觀察したものであつて Jack, An Introduction to the History of Life Assurance, 及び Walford, The Insurance Cyclopædia に據つたのであるから、ギルドの研究としては不十分なるを免れぬであらうが、嘗て論じたコレギア研究の續篇とも見るべきものであるから、茲に發表を敢てする次第である。

さてギルドとは如何なるものであるかと云へば、一般に中世ギルドは一種の相互扶助のために建てられたる自發的の組合であるといふに歸するが、Bishop Gillis がその著 Treatise（一八四二年、Edinburgh 出版）に於いて述ぶるところは次の如くである。

「Gild はサクソン・オリヂンの言葉であつて、『支拂ふ』と云ふ意味の Gelden または Gildan より出たるものである。組合員は組合の目的が宗教上のことであると否とを問はず、友誼を維持するために Gildare 即ち何物かを支拂（貢獻）しなくてはならなかつたのである。……」

然るに Brentano は其の著 Essay on the History and Development of Gilds（一八七〇年）に於いて說いて曰く

「Gild を Geld 即ち支拂と關聯せしむることは誤解である。眞の語源はウエールス語 gwyl 及びブリトン語にて祭祀または休日を意味する goel または goul にある。」

と、且つ氏はこの說を維持するためにオランダ語にて祭祀を意味する gulde が同じくギルドまたは組合（Association）の意味を有することを述べてゐる。

これを要するに、孰れの場合にもギルドなる言葉は單に一般の目的のために組合を造りたる人の團體といふ意味以外に、他の意味をも有つてゐたものであることは判るのである。乃ち神を祭り獻げ物をなすことがギルドであつたのが、後にはそのために集る人々の團體を指すやうになつたのではあるまいかと思はれるのである。この點に關しては福田博士と同じやうな說を採るのである。語源を穿鑿することは一見全く無意義のやうであるが、この場合後に詳しく

述べる如く宗教的儀式とギルドとは離れること、が出來ない關係にあることを考へると決して無用のことではないことが判る。さうしてギルドは最後には一種の共同生活の團體を指すものとなつたのであるがこれは總て十世紀以後のことである（尙この點に關する英、獨、佛、伊等の同義語に就いては福田博士の續經濟學研究參照のこと）。(Walford, Cyclopædia 參照)

（拙稿「保險史上に於けるコレギア」三田學會雜誌大正九年一月號所載參照）。Grossは同じ事を社會不安定にして未開の狀態にある間は民間の組合が國家によりて漸次行はるべき多くの必要に備へなくてはならぬと云ひ、Gierkeはギルド制度の發生を促すところの不秩序が一三六二年のBöse Gesellschaft及び一三八一年のRäubergesellschaftを組織せしむるに至つたと云つてゐる。

II

以上はギルドの語源及び辭義に就いて述べたのであるが、然からば一體ギルドは如何なる事情の許に發生したものであるか。それは明かに中央の權力が薄弱であるか、或ひは全然かゝるものが存在しない場合、從つて正義は擁護せられず窮乏は救恤せられぬ場合に、組合（Association）を組織するに至ることは尤も自然であるのみならず、必要缺くべからざるものである

これは寧ろ極端なる例であるが、總てギルドなるものは家族――或ひはもつと適切なる言を以てすれば血族團體――の崩壞に連れて發生したものに違ひない。血族團體は移住といふ大きな波濤のために力を殺がれ、既に土地所有權の發生または君長政治の行はるゝ久しい以前に、その羈絆に緩みを生じて崩壞するやうになつた。そうしてかゝる崩壞は主として土地が一個人の手に多く集積さるゝ結果であつて、恰も後の時代に於いて資本が小數者の所有に收められる結果、產業全體の狀態に非常なる變化を及ぼし、遂ひにクラフト・ギルドは消滅して終つたと全く同じやうである。

かくの如く血族關係が消滅に歸し、各人は孤立して生活上に多大の不便と困難とを感ずるやうになつて、茲に始めて組合(Association)なるものゝ必要を見るに至つたのである。組合は相互扶助のために血族關係に代る、新しい結合に外ならないのである。それであるから血族關係が十分に力强いものとして存在する限り組合――從つてギルド制度――は發生する餘地がないし、また發生する必要もなかつたのである。何となればかゝる場合にギルド制度の成し就くべき重要なる職分は總て血族團體が自身でこれに當つてゐたからである。

畢竟、ギルド制度は舊い血族團體といふやうな制度では、到底新しいまたもつと廣汎な必要に應ずることが出來なくなつた場合に、かゝる自然的羈絆に代つて意識的に組織せられた人爲的制度に外ならない。然し乍ら茲で今一つ注意しなくはならぬことは、かゝる必要に應ずるために國家が存在する場合である。この場合には矢張ギルドは發生することが出來ない。故に十分權力を有する國家が成立したる曉に於いてはギルドはその發生を促したる當初の意義を變更しない譯には行かない。何故といふに從來ギルドが成就した職分は總て國家によりて爲さるゝやうに立到るからである。Palgraveが Dictionary of Political Economy, Vol. II に於いて、

「舊い血緣（kin-bond）――即ちMaegthまたはSippe――が消失し且つ國家の發達が未だ十分でない時、各人は自然に相互扶助のために團結するものである。」

と云つてゐることは、その言は頗る簡單であるが、よく要領を得てゐるものであると肯かしめる。

然からば如何にして組合が組織せられたか、家族が崩壞して久しい年月を經てゐることであれば、勿論血緣によつて組織せられたのでないことは明かである。人々は一に同業によるか、或ひは共通の利害關係によつて組合を組織するに至つたものである。從つてかゝる原因が存續する限り組合は永續するの性質を有したものである。Jack が History of Life Assurance に於いて Inama-Sternegg の Deutsche Wirtschaftsgeschicht 等から引照してゐる處によれば、土地私有制度とギルド即ち互に堅く誓約をなして集つた人々の團體とが、フランク帝國の著しい特色であつたのであるが、Charlemagne 出づるに及び中央集權の理想を抱いて、種々の法令を以てギルドの壓迫を試みたので十分なる發達が出來なかつた。尤もギルドの發達を阻害したものはこの法令ばかりではなく、その外にも色々の原因が伏在して居たのであつた。それにも拘らずギルドは決して挫折して終つたのではない。自然的羈絆が緩むにつれて再び頭を擡げて來るやうになつた。

またゲルマニー民族の間には實際上血族關係が人々を結合せしむる力を失つてから後にも家族關係を重んずる精神は決して失せて終つたのではなかつた。それは當時の彼等の法律を見れば明瞭に推察し得ることで、これによれば彼等は隣人に對する義務を重んずる觀念が強く、隣人の窮乏に陷つた時、或は火災其他のために財産を喪つた時、災厄例へば難船したやうな時には積荷を救濟してやるとか、例へばボートの上げ卸しのやうな場合に一時手傳をしてやるとか死者を埋葬するとか、又は他人の所有する田畑の周圍に柵を作り、共同の利益のために狼を捕る係蹄を構えるとかいふやうな義務があつたことを知るのである。(Jack 前掲 p.p. 34-36 參照)。

尙ほギルドは人の團體であつて、現在行はれてゐる會社や組合が資本の團體であるとは非常に趣を異にするといふ點を論じなければならぬのであるが、それは以下に述べやうとするローマ時代の組合に就いて見ればよく判ることであるから、此處では別に論じないことにする。

さて以上論ずるところはギルドの性質、即ちギルドとは如何なる制度であるかといふことに就ての極めて雜駁な概論であるが、然からばかくの如き性質を有するギルドは如何にして發生したものであるか。これに關しては既に幾多の人々が研究したところであるが、未だに確乎たる定說といふものがない。そうしてこの問題には二種の見解が行はれてゐる。即ち一はローマの組合にその源を發するといふ說と、之れを否定する說及び中世の自由民の團體なりといふ說と隸民の團體なりといふ說これである。ギルドの起源はローマの組合にありとするのは Coote 及び Lambert の主張するところで、ギルドを以て Collegia Opificum 及び Sodalitatis の繼續したるものであると看做すのである。然し乍らローマ及獨逸の組合 fraternities は互に酷似する點があるけれども、これを以て直ちに兩者の間に密接なる關係があるとするのは早計に失する。加之ローマの組合が不斷に繼續して獨逸に及んでゐるといふ證據は殆んどないのであるから、この說には到底贊成することは出來ない。

ローマの組合制度は中世紀のギルドの起源とすることは出來ないことは以上の如くである

が、自分は保險の方面から兩制度を觀察するのが主眼であるから、ローマと獨逸との組合が如何なる組織のものであつたかに就いて、Walfordに據つて少しく論じて見たいと思ふ。然し乍らこの比較研究をなすの理由で、ギルドの起源はローマにありと主張するものであると誤解せられないやうに特に御斷りして置く。

米國の一學者（Baltimore Underwriter の W. S. L.）は組合の原則の起源を研究するに方つて發見したる、種々散在した史實を整理した人であつて Essenians のことから筆を起してゐる。これは宗教の盛んな猶太民族の唯一部分に過ぎないが、彼等は一種の共產的社會を組織し、各組合員は總て生活に必要なるものを其處から得てゐたのである。また商業によつて散在したる Alexandria に於ける猶太人の猶太教會（Synagogues）に關する議論は、當時の古代猶太民族の間に Trade-gilds に類する一種の組合があつたことを示してゐる。（Graetz's History of the Jews, Vol. iii p. 34）。Athen に於てはソロンの法律（Solonic Law）が全社會の幸福を增進するために、商業組合を組織することを許容し、また Sparta に於いてはかゝる組合の加入權は世襲せられてゐたやうである。更にローマに於いては組合の組織せらるゝに至つたのは頗る古いことであつて、ローマ王 Numa Pompilius（紀元前七一四——六五二年）は音樂家、工匠、銅匠、染匠、寶石商、靴工、陶工及び革匠の組合を作つたと云はれてゐる。また Cæsars の治世に於いては、穀物を地方から都府に輸送する船長、及び市民に麵麭を供給することを政府と契約したる麵麭燒人は、有力なる特權を享有して頗る優勢なる組合を組織してゐたのである。以上述べた如き猶太及びローマの組合に關する智識は頗る貧弱なものではあるけれども、後に論ずる中世のギルドと同じやうな目的の下に設立せられたものであることは些かも疑のない事實である。（Walford, Cyclopædia, Vol. II）

彼は尙ほ續いて論じて、中世のチユートン民族の組合の起源がローマの Collegia Opificum にありと主張する學者があるとなし、これは單に形式のみのことでなくて眞に孰れも道德的及び宗教的な羈絆によつて組合を組織することを述べてゐる。即ちローマの組合は何れも組合は聖標（sacra）を有するもので、キリスト教徒のギルドに於ける聖者と相似（mutatis mutandis）のものであるとしてゐる。（尙ほコレギアに就いては前掲拙稿を參照せらるれば、その組織の大要は判る積りである。）

四

Dr. W. E. Wilda はその著 Das Gildenwesen im Mittelalter Eine gekrönte Preischrift,（Halle, 1831, C. I, S. 1）に於いてギルドの起源は古代チユートン民族の祭祀（sacrificial feasts）に求むることが出來、またこれに求むるのが至當であると云つてゐる。そうしてまた Lappenberg は History of England under the Anglo-Saxon Kings（Thorpe 譯 Vol. ii p. 350）及び Thorpe の Diplomatarium Anglicum,（preface, p. XVI）も略同じやうな意見を述べてゐる。（前掲 Walford, Cyclopædia 參照）。

Wilda のギルドに關する研究は、詳細なる特殊研究を以てエポック・メーキングとせられてゐる。彼はゲルマニー民族の祭祀宴（sacrificial banquets）を以て、キリスト教の媒介によつて移り來つたものであると斷定を下してゐる。キリスト教の爾の隣人を愛すべしといふ主義と、キリスト教主義の團體を舊來からあるゲルマニー

民族の風習と合してギルドなるものが生れたのであると彼は觀るのである。彼の頭腦にはキリスト教なるものが、非常に重要なる要素と信じられてゐるのである。（前掲 Jack, History of Life Assurance）

之に反して Toulmin Smith は「自分はこの說に服することが出來ない。吾々のギルドは何れもかゝる基礎にあるものではない」と力說してゐる。（Smith, English Gilds, preface, p. VIV, note. 及び前掲 Jack, History. p. 37 note 參照）。彼は再び古代のサビン民族（sabine 古代イタリアの民族）組合（curies）と英國のギルドとの間には何等類同の關係はないものと云ふのである。

これに對して Dr. Lujo Brentano は如何なる解釋を下してゐるか。彼は半ば Wilda の說くところに據つてゐるが、然かも彼は正當なるギルドの誕生地は當に英國であると主張してゐる。

今彼の所說の大要を引用すれば次の如くである。即ち

「家族は最初のギルド或は少なくもギルドの原型であるやうである。元來家族の入用に備ふることは、家族の總ての要求を滿足せしむるに千分である。それ故に他の團體の成立する餘地はない。然し乍ら家族を以てしては、最早滿足せしめることが出來ない要求――要求の性質が特異なるためか、或ひは要求の數量が增加したるためか、又は家族の活動が微弱となりたるためか、その孰れによりて起るにせよ――に對しては國家がこれに備ふるに非ざる限り、家族に代りて之れに備ふるために、直ちに密接なる人爲的な組合が成立するに至るものである。

そうしてかゝる團結の必要を喚起するところの要求が相異するに連れて、組合も自から相異する。而かも總ての組合が成立する基礎は盡く同一である。總てが人と人との結合であり、今日吾人の見るが如き組合または會社の如くに資本の結合ではない。組合員を結合するところの楔は連帶（solidarity）の感情であり、相互に人として尊重するの觀念である。また組合員の名譽及び道德であり、且つ誠實である。――善人たると惡人たるとを問はず プロバビリテイの算術的法則でもなければ、組合が組合員に與ふる助力は、其の要求に適當せんとするものであつて、彼の賭け金（money-stake）によるのではない。又油斷も隙もない、債權者、債務者の勘定によるのではない。そうして同じやうに組合員が組合に貢献するものは、組合の欲するところに從つて相異する、それ故に破產するといふ危險はない。何となれば組合は組合員の無限の伸縮性を有する生產力の形態に於いて、莫大なる準備金を有するからである。簡單に云へば如何樣に、また如何にして彼等の目的が多樣にならうとも、ギルドは家族を維持し指導するの精神を繼承するのである。

これ等の原則の上に形作られた最初の組合は Sacrificial union であつて、その後にキリスト教と宗教的組合が北部に入り來るに及び、異教的祭宴と融和してこの組合から Religious Gilds が祈禱及び宗教上の目的のために組合として發達するに至つたものである。また家族が最早暴行、權力に對する保護を十分に盡さぬやうに立到るや、この目的のために家族の人爲的組合が組織せられた。蓋し國家がこの方面に對する十分な助力を與へることが出來なかつたからである。

然し乍らこれ等のギルドは家族を直接に模倣し、その任務を襲踏したに過ぎない、恐ら

く初期の宗教的組合から發達したものは一つもあるまいと思はれる。それは恰もローマの collegia opificum がローマの sacrificial societies から、またCraft-Gilds が Gild-Merchants から、或ひは Trade Union が Craft-Gild から發達したものでないと同じやうである。」

（前掲 Walford, Cyclopædia）

Brentano の所說は大略以上の如くである。これに依つて見れば、彼は明かに半ば Wilda の說に從ひ、然かも異教的な祭宴及び特に北部の家族的酒宴（family banquets）はギルドの萠芽を胚み、家族は家中の生活の總てに亘りて保護を加へるものであつて、ギルドが直ちに範る形式であつたことを主張してゐるのである。

五

ギルドの發達に關しては、今一つ見逃すことの出來ない重要な說がある。それは Pappenheim の主張するものであつて、彼はその著 Die Altdänischen Schutzgilden に於いて、グルマニーのギルドの起源は北部地方の所謂「乳兄弟」、"foster-brotherhoods" または「義兄弟」"sworn-brotherhoods" 即ち二人または時によりてはそれ以上の人の組合の人爲的な契約にありとするのである。

この foster-brotherhoods の一種に就いて面白い記事が同じく彼の著に成る Origines Islandiæ, i. p. 319に載つてゐる。「さて彼等は Eyre-knoll-edge に歩み出て、土を盛り上げるかまたは切り下げて、兩端がしつかりと地にあるやうに土の頸飾を作り、さうしてその下に彫刻のある鎗を付け、人の手が鎗の尖端または鎗の綴釘に觸れるやうにして置く。四人の者がその下を行く。かくして彼等自から血液を出し、その血液を頸飾の下に裸出しにせられた土地に浸み込ませ、土と血液とを攪き混ぜるのである。さうして彼總ての者は跪いて互に自分の肉親の兄弟に對する如く報讐するといふ誓を立て、神々の照覽を請ひ乍ら互に手を握り合ふのである」と。

Pappenheim のこの說は以上論じ來つた人々の說とは全く相異するものである。彼はギルドの起源を說明するに祭祀宴（Sacrificial banquets）とキリスト教とが共に決定的要素となつてゐることを否認する、論者謂ふに前者に於て例へば必要に方つて相互扶助のために起る義務については、何等密接な永續的な關係が組合員の間にないではないか。また後者に於いて初期の Gilds の主要な要素として、血液上の排儕（blood-feud）に反キリスト教的思想が見える。「右に於いてキリスト教的慈善を實行する法令が後に至つて附け加へられ、重要なる要素たらざるに至るのである。それのみではない。彼れの說くところは家族から發生したといふ思想に反對するものである。何となれば彼の謂ふところを以てすれば、foster-brotherhoods は kin-bond に代つて起るものではなくて、兩者共に並び存するものであるからである。

ギルド組織に就いて第一に述べたるところは、既に明かなるやうにフランク帝國から得たるものである。然かるに Brentano の如く屢々ギルドの誕生地は英國にありとの說をなすものが多い。さうして Wilda の如きもまたこの見解を採つてゐる。之れに對して反對の意見を有するものは Gross や Seligman などがある。今見るところの初期のギルドに關する詳細なる法令が、多く英國のギルドに關するものがあることは間違ひないところであるが、これは疑ひもなく單に英國の諸王が寛大であつたといふ利益を同國で有して居たからである。Anglo-Saxon

gildの發達の一部は、デンマルク人の侵入による辛苦艱難の時代に負ふところがあるであらう。

そは兎に角、以下少しくギルドに影響を及ぼすこと頗る大であつた國家の法令及び敎會法の主要なるものに就いて述べて見たいと思ふ。先づ組合の制限または禁遏を目的とした法令の中で最も多く引用せらるゝのは彼のシャーレマン法令（Capitular of Charlemagne）である。この法令は七七九年に發布せられたもので、組合の形式に對して壓迫的態度に出でた法令である。かゝる法令の發布せらるゝに至りたるは既にギルド、その中にありても火災または海難に因る損害事故に對して相互扶助の目的を有するギルドは可成よく發達して居たといふことが窺はれる。さうしてこの法令はかゝる組合を組織することは別に禁止しないのであるが、しかし組合が相互に契約を交して聯合することは嚴しく禁ぜられてゐたのである。さうしてこの法令の發布せられて二十五年經過するかしない內に、かくの如きものは契約によるとよらざるとを問はず絕對に禁遏せらるゝやうになつた。若しこの禁令を犯すものがあらばその違犯の程度によりて苦刑を課しまた時には死刑さへも課せらたのである。同じやうな抑壓の精神は八二一年の法律にも襲踏せられた。この法律は奴隷の組合に關するもので、奴隷の組合は當時フランダーの海岸方面其他の地で盛んに組織せられて居たものである。

その後に於いて、カーロマンの勅令Carloman's edict が八八四年に發布せられ、ギルドの組織——察するところ人民は frith gilds を組織して强盜の掠奪に備へたものであらう——を禁止するに至つた。

前に述べたることに關聯して、初期の法令を觀ることは興味の深いものである。これは最初は飲酒の惡風に對して執行せられ、特に聖ステフェンのために或は君主またはその小供の記念のために立てられたる或る組合に反對して設けられたものである。我々はこれ等のものをギルドと呼ぶことが出來るか否か、何れでも構はない、唯ギルドの內で重要な部分は何かと云へば、總て飲食のことであつたのを記憶しなければならぬ。それ故に敎會に於てゞさへもこれに對して特に警告を發する必要があつた程である。——一例を擧げて言へば葬儀其他のこれに類するやうな場合に兩者の間に何等かの聯絡があつたといふことは容易に想像することが出來る。

ギルドの主義に對する態度が後年に至つて稍緩和されて來たのはライムスの僧正ヒンクマーの敎會法（the Capitularies of Hincmer, Archbishop of Rheims）に顯はれてゐる。これは敎會の努力を恢復し、ギルド制度を破壞するものにあらでギルドの活動の範圍を宗敎的方面に制限せんとするものである。即ち死者の葬儀とか救恤等のことを專ら行はしめやうとしたのでである。

以上はギルドの起源に關する諸說の大要である。今これ等の說を比較する時はギルドが如何にして發生し、また如何なる制度より進化したものであるか略推察することが出來ると思ふ。血族團體の基礎が崩壞し、然かも之れに代りて國民の生命の保護と財產の安寧が十分に保證せられざる時自然に組合の必要を悟り、後にかゝる組合の便益を知悉してからは、以上の外の場合にも積極的に組合を組織するやうになつたものである。また組合は疑もなく何れの時代に於いもて宗敎的な感化を蒙ることが多かつた。これはローマ時代の組合にも中世グルマニーの組合にも共通であつたと思ふ。然し乍らこれのみ

を以て中世ギルドがローマに起源を發するといふことは出來ない。何故なればこの兩者の間に繼續的な關係を證據立てるものはないからである。それ故に同じ必要により同じ狀態に於て發生したる兩制度が類似してゐるといふ事實より外には、推斷することが出來ないものである。然かも各民族によつてそれぞれ相異した風俗習慣が多くギルドの形式に影響してゐることは爭ふべからざることである。前に擧げたゲルマニーの組合の如きはその最も著しい例である。

尙ギルドの起源に關して論ずべき項目は多くあるかも知れない。然し乍ら茲では自分は特にその成立とローマの組合との比較を行ふことだけを以て滿足し、ギルドの各國に於ける發達及び各種類のギルドに就いては特に何等の論述を試みない。

（大正十年十二月十七日稿）

生存權と自殺權

高橋誠一郎

一

吾人が自己の生存を維持するの權利は、又た之れを滅絕せしむるの權利を包含することなきや。若し吾人が吾人自身の生命に對して有する權利にして、吾人が吾人自身の財產に對して有する權利より類推し得可しとせば、當さに之れを保持するの權利は、之れと對應して、之を破壞するの權利を包含するものと論ずるを得可し。

遮莫、生命の破壞は凡ゆる一切の權利を廢滅せしむるが故に、個人的權利の觀念其の者と相容れず、從つて又た其一として觀ること能はずと主張するを得可し。蓋し個人の諸權利は總べて生命を保持するの本原的權利に其の基礎を有すればなり。

若し又た他方に於て、自己保存は一の社會的義務なりと看做さる可きものとせば、猶ほ、社會に取りて最早何等の效用を有することなき生命は正當に之れを奪ふを得可きものなりや否や、若し果して然らば、當該個人は自ら之れを奪ふの權利を有すと稱し得可きや否やの問題を生ずるなる可し。

然れども、社會的見地より觀る時は、之れに對して裁斷を與ふ可きものは、當該個人に非ずして、彼れの屬する社會たらざるを得ざること明かなり。其の生存を以て自己に取りては一の勞苦なりと感ずる人々と雖も、猶ほ一定の社會的勤務を給付するの能力あることある可し。而して、彼れ等にして若し斯くの如き勤務の給付に從事せんが、恐らくは其の生存を以て勞苦と感ずること少なかる可きと同時に、何等の社會的效用を有することなく、又た、事實、他人に對して負擔を課しつゝある者が、自己を除去せんとせざる場合ある可し。

洵に自殺に關する意見は時代を異にするに從ひて、又た頗る區々たるものにして、安住の地を死に求めんとするの傾向は相異れる人種の間に於て著しく相違せるものあるなり。（Ritchie, Natural Rights, 1895, pp. 124-5.）。

二

靈魂の不滅を說きて、從容、死に就けるソクラチーズが最後の日の對話を叙せるプラトーンの「フイドー」（Φαίδων）は早く既に這般の問題を取扱へり。生活の全部は死に對するの準備、有體的存在は靈魂の禁獄、身體の欲求は悉く純正なる知識に對する障害、而して死に對する憧憬は賢人に取りて自然にして又た適當なる心的狀